

産業活性化資金

1 目的

この資金は、店舗、工場、観光施設、環境保全施設、駐車場等の近代化を行う中小企業者等に対し融資することにより、本市産業の活性化を図ることを目的とする。

2 融資対象

この資金の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、今後も事業を継続しようとする中小企業者等で、函館商工会議所が事業計画に妥当性があると判断したもの。
- (2) 市外において原則として同一事業を1年以上営んでいる中小企業者等で、市内において事業所を新設（新築のほか、増改築、中古物件の購入を含む。）しようとするもの。この場合、市内に事業所を有するか否かは問わない。
- (3) 市内において原則として同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者等で、市内において現在の事業以外の新分野の事業に進出しようとするもの。

3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途、融資限度額、融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
設備資金	2億円	15年以内（3年以内）	別に定める。

※経営革新等支援機関または商工会議所の経営指導を受けており、経営改善等確認書（様式8）により、経営改善に努めていると認められる者については、融資利率が優遇される。

※自然エネルギー発電施設の新増設費用については、融資利率が優遇される。

※店舗・工場等の施設の耐震改修費用については、融資利率が優遇される。

- (2) 返済方法 原則として均等分割月賦返済とする。
- (3) 信用保証 必要により保証協会の保証を付けることがある。
- (4) 担保および保証人 取扱金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

4 融資および償還状況の報告

金融機関は、融資の実行と同時に、この資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）および資金返済予定表により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

【 取 扱 細 目 】

1 申込必要書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式6）
- (3) 最近2年間の決算書（個人の場合 確定申告書の写し，決算書・内訳書等）
- (4) 見積書
- (5) 設備等の図面
- (6) 建築確認申請書・確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (7) 土地売買契約書の写し（土地を融資対象とする場合）
- (8) 会社または協同組合等の場合 会社または協同組合等の登記事項証明書
（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (9) 現況写真
- (10) 納税証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (11) その他函館商工会議所が必要と認めるもの